



《会計・税務の知識》エコカー減税と補助金

10月24日から11月4日まで開催された東京モーターショー2009。海外メーカー不参加のニュースが一部メディアで取り上げられましたが、会場内では環境対応車（いわゆるエコカー）への関心がとても高かったようです。

環境対応車への関心が高いのは、環境への意識の高まりや、購入時の減税と補助金等といった資金面でのメリットといった理由があるのではないのでしょうか。国内では環境対応車について税金面での減税『エコカー減税』と、購入時の補助制度が設けられています。

今回はエコカー減税に関する内容と現状を少しまとめてみます。

1. 税制優遇制度

(1) 自動車重量税及び自動車取得税の特例措置

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない次の自動車の取得については、その取得が平成21年4月1日から平成24年3月31日（自動車重量税については平成21年4月1日から平成24年4月30日）までの間に行われたときに限り、一定の特例措置（税額の減免、非課税又は税率の軽減）が講じられています。

	例
対象となる自動車	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車 ハイブリッド自動車等

〔減免内容〕

	減額割合
自動車重量税	税額の減免 (50%、75%、免税)
自動車取得税	非課税又は税率の軽減 (50%、75%、免税)

(2) 自動車税のグリーン化<参考>

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が講じられています。

制度期間は、平成22年3月31日までです。軽減

期間は、平成20・21年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分が軽減されます。

対象	排出ガス性能（※） 及び燃費性能	軽減率
普通自動車 又は軽自動車	燃費基準+15%	概ね25%
	燃費基準+20%	
電気自動車 天然ガス自動車	燃費基準+25%	概ね50%

低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けていることが要件です。

2. 補助金制度

(1) 概要

①経年車の廃車を伴う新車購入補助

最初の登録等から13年に達した古い車を廃車して一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助制度です。登録車で25万円、軽自動車で12.5万円の補助があります。

②新車購入補助（経年車を廃車しない場合）

古い車の廃車を伴わなくても環境性能に優れた新車を購入する者に対する補助制度です。登録車10万円、軽自動車5万円の補助があります。

(2) 留意事項

国による他の補助制度（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、低公害普及促進対策費補助金など）と重複して補助金を受け取ることはできません。

エコカー補助金予算は、総額3,700億円（総対象台数約280万台）。平成21年4月10日（政府・与党の「経済危機対策」の発表日）から平成22年3月31日までにそれぞれ必要な手続きなされている新車と廃車が対象です。

新車については新車新規登録日又は新車新規検査届出日より1年以上の使用が求められています。また、新車購入に合わせて経年車を廃車する場合には、廃車手続は新車新規登録日の前後3か月以内であるにご注意ください。